後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和元年度の保険料のお支払い ～

７月に保険料額をお知らせします

令和元年度の保険料は、７月中旬に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割
【１人あたりの額】
50,205円

＋

所得割
【本人の所得に応じた額】
（平成30年中の所得－33万円）×
10.59％

＝

１年間の保険料
【限度額62万円】
（100円未満切り捨て）

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

●昭和29年１月１日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円以下かつ被保険者全員が所得０円 （年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	８割軽減 ※１	【年額】　10,041円
33万円以下	8.5割軽減	【年額】　7,530円
33万円＋（28万円×世帯の被保険者数）以下 ※２	５割軽減	【年額】　25,102円
33万円＋（51万円×世帯の被保険者数）以下 ※２	２割軽減	【年額】　40,164円

※１　令和元年度から、軽減特例の見直しにより９割軽減から８割軽減に変更になりました。

※２　令和元年度から、均等割５割軽減・２割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

●後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方には、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から２年を経過していない期間のみ均等割が５割軽減となります。（50,205円→25,102円）

※所得の状況により、均等割の軽減割合が８割、または８．５割に該当することがあります。

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、松前町の国民健康保険などは含まれません。

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場福祉課へご相談ください。（☎４２－２６４０）

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免が受けられる場合があります。

保険料のお支払い方法

保険料の支払方法は、年金からのお支払い（特別徴収）と納付書での窓口払い（普通徴収）がありますが、口座振替払いへ変更することもできます。希望される方は、役場福祉課へご連絡ください。

お支払い方法を**口座振替払い**へ変更される場合は、次の点にご注意ください

①納める時期と毎回の納付金額が変わります。（ただし、年額は変わりません。）

後期保険料	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
普通徴収（口座振替）**年９回**	－	－	－	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・納付書での窓口払いの納付日は各月の末日です。 ・口座振替の納付日は、各月の25日（休日の場合は翌日）です。											
特別徴収**年６回**	●	－	●	－	●	－	●	－	●	－	●	－
	・年金からのお支払いです。 ・納付日は、各月の15日（15日が休日の場合はその前日）です。											

②申告の際の社会保険料控除が変わる場合があります。

所得税及び個人住民税の社会保険料控除は、次のどちらかを選ぶかによって、世帯全体の所得税および個人住民税の負担額が変わる場合がありますので、ご注意ください。

１．口座振替により保険料を支払った場合は、その**口座の名義人**に適用されます。

２．特別徴収により年金から支払った場合は、その**年金の受給者**に適用されます。

次の場合は、手続きをしなくても特別徴収から普通徴収に変わりますので、保険料額決定通知書のお支払い方法をご確認ください。

◎年収や世帯員の異動により保険料額が減額され、平成30年度の途中で特別徴収が行われなくなった場合。

（例：２月の年金から保険料が引かれていない場合など）

→７月から９月の間が普通徴収となりますが、10月以降は特別徴収に戻ります。

◎年収や世帯員の異動により保険料額が増額され、受給の年金からお支払いできなくなった場合。

→４月から８月までは特別徴収ですが、９月から普通徴収に変わります。

お　問　い　合　わ　せ　先

北海道後期高齢者医療広域連合
☎ 011－290－5601

役場　福祉課（医療担当）
☎ 42－2640